

(写)

8 三総政第159号

令和8年6月2日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和8年第2回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第26号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第27号 三鷹市東八道路沿道環境誘導地区内における建築制限の緩和等に関する条例
- 議案第28号 三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事請負契約の締結について
- 議案第32号 三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事請負契約の締結について
- 議案第33号 三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事請負契約の締結について
- 議案第34号 三鷹駅南口駅前広場A4・B4エスカレーター準撤去リニューアル工事請負契約の締結について
- 議案第35号 消防ポンプ自動車の買入れについて
- 議案第36号 災害対策用トイレカーの買入れについて
- 議案第37号 保冷剤付き背当てパッドの買入れについて
- 議案第38号 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- 議案第39号 令和8年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）

議案第 26 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

緊急執行を要した三鷹市市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月9日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

専 決 処 分 書

三鷹市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

三鷹市長 河 村 孝

理 由

地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年4月1日等に施行されることに伴い、三鷹市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第65条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第65条の7第1項の申告書、」を削る。

第64条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第64条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「、この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第65条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第65条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第65条の4から第65条の9までを削る。

第66条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の4の2様式」を「法施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「法施行規則第33号の4の2様式」を「法施行規則第33号の4様式」に改める。

第70条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第64条第3項ただし書」を「第64条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第13条の4の2第1項第2号ア中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和8年改正前の法」という。）」に改め、同号イ中「令和7年度分の固定資産税について」の右に「令和8年改正前の」を加え、同項第3号イ中「令和8年度分の固定資産税について」の右に「令和8年改正前の」を加える。

附則第15条の5から第15条の9までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第18条の11第2号ア中「当該年度分の固定資産税について」の右に「令和8年改正前の」を加え、同号イ中「令和7年度分の固定資産税について」の右に「令和8年改正前の」を加え、同条第3号イ中「同年度分の固定資産税について」の右に「令和8年改正前の」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税

の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(三鷹市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年三鷹市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

提案理由

三鷹市市税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

(第2項省略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(以下省略)

議案第 27 号

三鷹市東八道路沿道環境誘導地区内における建築制限の緩和等に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市東八道路沿道環境誘導地区内における建築制限の緩和等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条及び第50条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として指定する東八道路沿道環境誘導地区内における建築物の建築制限の緩和等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「法施行令」という。）の例による。

(東八道路沿道環境誘導地区の区域の指定)

第3条 東八道路沿道環境誘導地区の区域は、市長が別に指定する。

(良好な居住環境の確保に係る建築物の建築制限)

第4条 東八道路沿道環境誘導地区内においては、法別表第2（に）項第4号及び（ほ）項第2号に掲げる建築物の建築をしてはならない。

(建築物の建築制限の緩和)

第5条 東八道路沿道環境誘導地区内においては、法第48条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる建築物（法第48条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定により建築をすることができるものを除く。）の建築をすることができる。

2 前項に規定する建築物は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 敷地は、東八道路（東京都道14号新宿国立線（東八道路沿道環境誘導地区内のものに限る。）をいう。以下同じ。）に法第43条第1項及び第3項に規定する長さ以上接し、かつ、路地状部分（幅員が10メートル以上で、かつ、長さが20メートル以下であるもの及び別表第1第2項に掲げる建築物の敷地の路地状部分であるものを除く。）のみによって当該道路に接するものでないこと。

(2) 法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。ただし、別表第1第2項に掲げる建築物については、この限りでない。

(3) 外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から敷地境界線までの距離は、次に掲げるものであること。

ア 外壁等から隣地境界線までの距離は、規則で定める距離以上であること。

この場合において、当該距離は、1メートルを下回ってはならない。

イ 外壁等から道路の境界線までの距離は、東八道路にあつては5メートル以上、その他の道路にあつては1メートル以上であること。

(4) 敷地の自動車の主要な出入口は、東八道路に面して設けること。この場合において、別表第1第1項第6号又は別表第2第5項に掲げる建築物の当該出入口の幅は、8m以上とすること。

(5) 敷地の自動車の主要な出入口の周辺には、見通しを確保するための空地を設けること、警報装置を設けることその他の歩行者の通行の安全上必要な措置を講じること。

(6) 敷地内には、専ら、貨物の運送及び積卸しの用に供する自動車のための駐車施設を設けること。

(7) 外壁及び当該外壁に設ける開口部並びに屋根又は天井は、防音上有効な措置（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）別表第7第5号の表（同表ただし書第2号の規定を除く。）に掲げる規制基準を超える騒音の発生をさせない措置をいう。この場合において、同表中「工場及び指定作業場」並びに「工場又は指定作業場」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。）を講じたものとする。

(8) 外壁は、法第30条第1項第1号に規定する技術的基準に適合するものであること。ただし、別表第1第2項に掲げる建築物については、この限りでない。

(9) 排気口は、道路に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が4メートル以上ある場合においては、この限りでない。

(10) 冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「法施行規則」という。）第10条の4の3第1項の表第3号カに掲げる措置を講じること。

(11) 午後10時から午前6時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。

ア 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、10ルクス以下とすること。

イ 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ70度までの範囲とすること。

(12) 車両の灯火の光を遮る壁又は塀を設けること。

(13) 作業場を有する場合にあっては、次に掲げるものであること。

ア 法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 第3号アに掲げる距離は、3メートルを下回らないこと。

ウ 作業場の主要な出入口は、東八道路に面するものとする。

エ 外壁の屋内側が作業場である場合においては、当該外壁に開口部を設けないこと。ただし、作業場の主要な出入口である開口部、法第28条第1項若しくは第2項の規定による開口部又は同条第3項若しくは法第28条の2第3号の規定による換気設備若しくは法第35条の規定による排煙設備に必要な開口部については、この限りでない。

オ 油水分離装置を設けること。

カ 産業廃棄物の保管の用に供する専用室を設けること。

キ 作業場以外の場所は、作業の用に供しないものとする。

ク 板金作業及び塗装作業の用に供しないものとする。

ケ 空気圧縮機を設ける場合においては、当該空気圧縮機の周囲に遮音壁を設けること。

コ 粉塵が発生する機械を設ける場合においては、集塵装置を設けること。

サ 調理業務の用に供する作業場は、臭気を除去する装置を設けること、臭気が漏れない構造とすることその他の臭気の発散を防止する措置を講じること。

3 第1項に規定する建築物の建築は、三鷹市まちづくり条例（平成8年三鷹市条例第5号。以下「まちづくり条例」という。）第31条第1項に規定する特定開発事業に該当するものとみなして、まちづくり条例第5章の規定に適合するものでなければならない。

第6条 東八道路沿道環境誘導地区内においては、前条によるほか、法第48条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる建築物（法第48条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定により建築をすることができるものを除く。）の建築をすることができる。

2 前項に規定する建築物は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 前条第2項各号の規定に適合すること。ただし、同項第3号イの外壁等からその他の道路の境界線までの距離は、1.5メートル以上であること。

(2) 一般利用者用の屋外の駐車施設を設ける場合にあっては、当該駐車施設は、東八道路に面して設けること。

(3) 敷地は、5,000平方メートル以上であること。

3 第1項に規定する建築物の建築は、まちづくり条例第23条の6に掲げる大規模土地利用助言者による助言を経て、市の要望に適合するものでなければならない。

4 第1項に規定する建築物の建築は、まちづくり条例第31条第1項に規定する特定開発事業に該当するものとみなして、まちづくり条例第5章の規定に適合するものでなければならない。

5 第1項に規定する建築物の建築は、まちづくり条例第35条に規定する三鷹市環境配慮審査会による調査審議を経て、市の要望に適合するものでなければならない。

(建築物の敷地が東八道路沿道環境誘導地区の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が東八道路沿道環境誘導地区の内外にわたる場合においては、この条例の規定は、第3条の規定により指定された区域内においてのみ適用する。

(維持保全)

第8条 第5条又は第6条の規定の適用を受ける建築物の所有者、管理者又は占有者(次項において「所有者等」という。)は、当該建築物の用途を常時適法な状態に維持しなければならない。

2 市長は、所有者等に対して、建築物の用途の状況に関する報告を求めることができる。

(罰則)

第9条 第4条、第5条第2項若しくは第6条第2項の規定に違反した建築物を建築した場合における当該建築物の建築主又は法第87条第2項において準用する第4条、第5条第2項又は第6条第2項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者は、50万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、東八道路沿道環境誘導地区に係る都市計画決定の告示の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

- 1 次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
 - (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち法施行令第130条の5の3で定めるもの
 - (2) 事務所
 - (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）
 - (4) 原動機（午後6時から午前8時までの間において稼働させないものに限る。以下この表及び別表第2において同じ。）を使用する工場のうち作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（法別表第2（と）項第3号、同表（ぬ）項第3号及び同表（る）項第1号に掲げる事業を営むものを除く。）
 - (5) 農産物の製粉に供するもののうち作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が20キロワット以下のものに限る。）
 - (6) 自動車修理工場のうち作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のもの（空気圧縮機を使用する場合にあっては、原動機の出力の合計が7.5キロワット以下でロータリー式又はパッケージ式のものに限る。）
 - (7) 物品（法施行令第130条の9第1項に定める物品のうち準住居地域に係る数量以内のもの）の貯蔵又は処理に供するもの
- 2 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（法施行令第130条の9の3で定めるものを除く。）
- 3 前2項に掲げるものに附属する自動車車庫で、法施行令第130条の7の2第3号に掲げるもの

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの
- 2 事務所
- 3 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）
- 4 原動機を使用する工場のうち作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（法別表第2（と）項第3号、同表（ぬ）項第3号及び同表（る）項第1号に掲げる事業を営むものを除く。）
- 5 自動車修理工場のうち作業場の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの

もの（空気圧縮機を使用する場合にあつては、原動機の出力の合計が24.75キロワット以下でロータリー式又はパッケージ式のものに限る。）

提案理由

建築基準法第49条及び第50条の規定に基づき、都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として指定する東八道路沿道環境誘導地区内における建築物の建築制限の緩和等に関し必要な事項を定めるため、本案を提出します。

議案第 28 号

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

三鷹市印鑑条例（昭和50年三鷹市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第1項中「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。以下「個人番号カード等」という。）」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第2項及び第3項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第8条の3の見出し、同条、第9条第2項、第10条及び第13条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第17条第1項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第2項第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同項第2号中「（平成14年法律第153号）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を印鑑登録証として利用できるようにするため、本案を提出します。

議案第 29 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の右に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第27条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「及び第29条の3の3第1項」を「並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障がい者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障がい者又はその他の障がい者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第44条中「が土地」の右に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、

同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第22条第1項」を「、附則第21条の3第1項又は附則第22条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の右に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項及び第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第15項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第16項を第11項とし、第17項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3

月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第

57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の14中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで」に改める。

附則第21条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第21条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第21条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得

割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第21条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第22条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第22条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2及び第29条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第44条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第27条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中

「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第21条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 規則で定める日

(個人市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三鷹市市税条例(以下「新条例」という。)第29条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の三鷹市市税条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要

耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第21条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第44条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税関係について特定配当等の所得の課税方式等の見直し等を行うとともに、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等を行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 30 号

三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例

三鷹市牟礼老人保健施設条例（平成11年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）様式第1号の2の2による介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた者	生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる者	個室 多床室	550円 0円	
	区市町村民税非課税世帯（別世帯）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となった場合、利用者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合にお	老齢福祉年金受給者であって、預貯金等（介護保険法施行規則第83条の5第1号に規定する現金等をいう。以下同じ。）の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	個室 多床室	550円 430円
	公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの。ただし、法第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「第2号被保険者」という。）は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円超120万円以下の者であって、預貯金等の額が550万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,550万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、そ	個室 多床室	1,370円 430円

	る当該配偶者を除く。以下同じ。がある場合は、その者が非課税である場合に限る。以下同じ。)	の預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がいる場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の者であって、預貯金等の額が500万円以下（配偶者がいる場合は、その合計額が1,500万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がいる場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	
	上記以外の者		その者の認定証に記載の負担限度額の額

」

を
「

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）様式第1号の2の2による介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という。）の交付を受	生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる者	個室 多床室	550円 0円
	区市町村民税非課税世帯（別世帯）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となった場合、利用者が配偶者からの暴力の防止及	老齢福祉年金受給者であって、預貯金等（介護保険法施行規則第83条の5第1号に規定する現金等をいう。以下同じ。）の額が1,000万円以下（配偶者がいる場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者がいる場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの。ただし、法第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「第2号被保険	個室 多床室

けた者	び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）	者」という。）は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの		
	第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）がある場合は、その者が非課税である場合に限る。以下同じ。）	公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円超120万円以下の者であって、預貯金等の額が550万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,550万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	個室 多床室	1,370円 430円
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の者であって、預貯金等の額が500万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が1,500万円以下）のもの。ただし、第2号被保険者は、その預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	個室 多床室	1,470円 430円
	上記以外の者		その者の認定証に記載の負担限度額の額	

」

に改める。

別表第3中「80万9,000円」を「82万6,500円」に、「650円」を「680円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「1,360円」を「1,420円」に、「1,300円」を「1,360円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に利用者が提供を受けた施設サービス等の居住費及び食費については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険制度の変更に伴い、施設サービス等の提供を受ける者について、負担軽減の対象となる低所得者のうち世帯全員が区市町村民税非課税となるものの合計所得金額の下限を引き上げるとともに、居住費及び食費の金額を見直すため、本案を提出します。

議案第 31 号

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電
設備及び空調設備等改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電
設備及び空調設備等改修工事請負契約の締結について

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

2億1,450万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市上連雀七丁目20番10号

東京電工・にちでん建設共同企業体

代表者 東京電工株式会社

代表取締役 山本 浩司

構成員 株式会社にちでん

代表取締役 梶原 雄紀

提案理由

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市下連雀三丁目13番10号

(2) 工事内容

ア 電気設備工事

(ア) 非常用発電設備の更新

(イ) 非常放送設備の更新

イ 機械設備工事

(ア) 空調設備の更新（5階部分に限る。）

(イ) 全熱交換器及び給排気ファンの更新（5階部分に限る。）

(ウ) 中央監視設備の更新

ウ 建築工事

(ア) 電気設備工事及び機械設備工事に伴う付帯工事

(イ) 工事に必要な仮設工事

(3) 工期

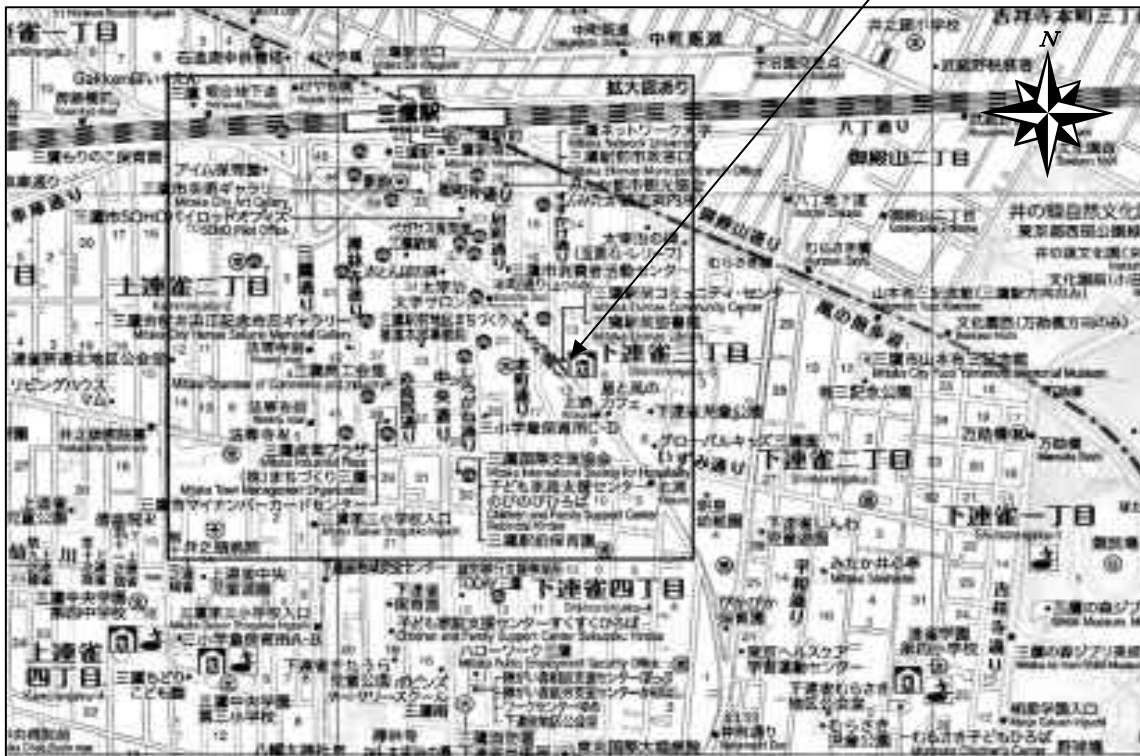
契約確定日の翌日から令和9年3月12日まで

2 案内図、配置図及び平面図

別紙のとおり

案内図

三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事場所

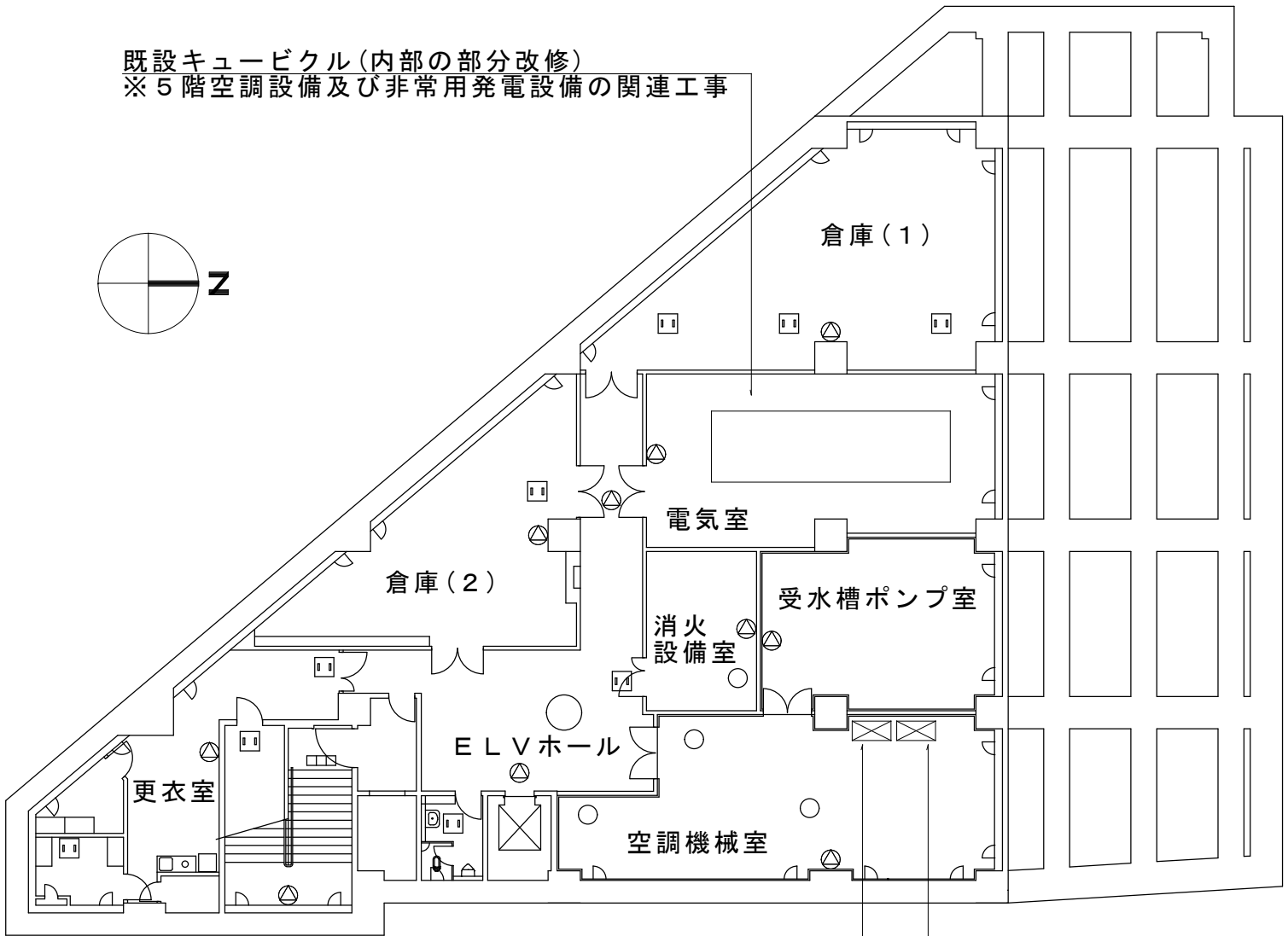
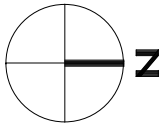


地下3階 平面図

凡例

⊙ 非常放送設備の更新(スピーカー)

既設キュービクル(内部の部分改修)
※5階空調設備及び非常用発電設備の関連工事



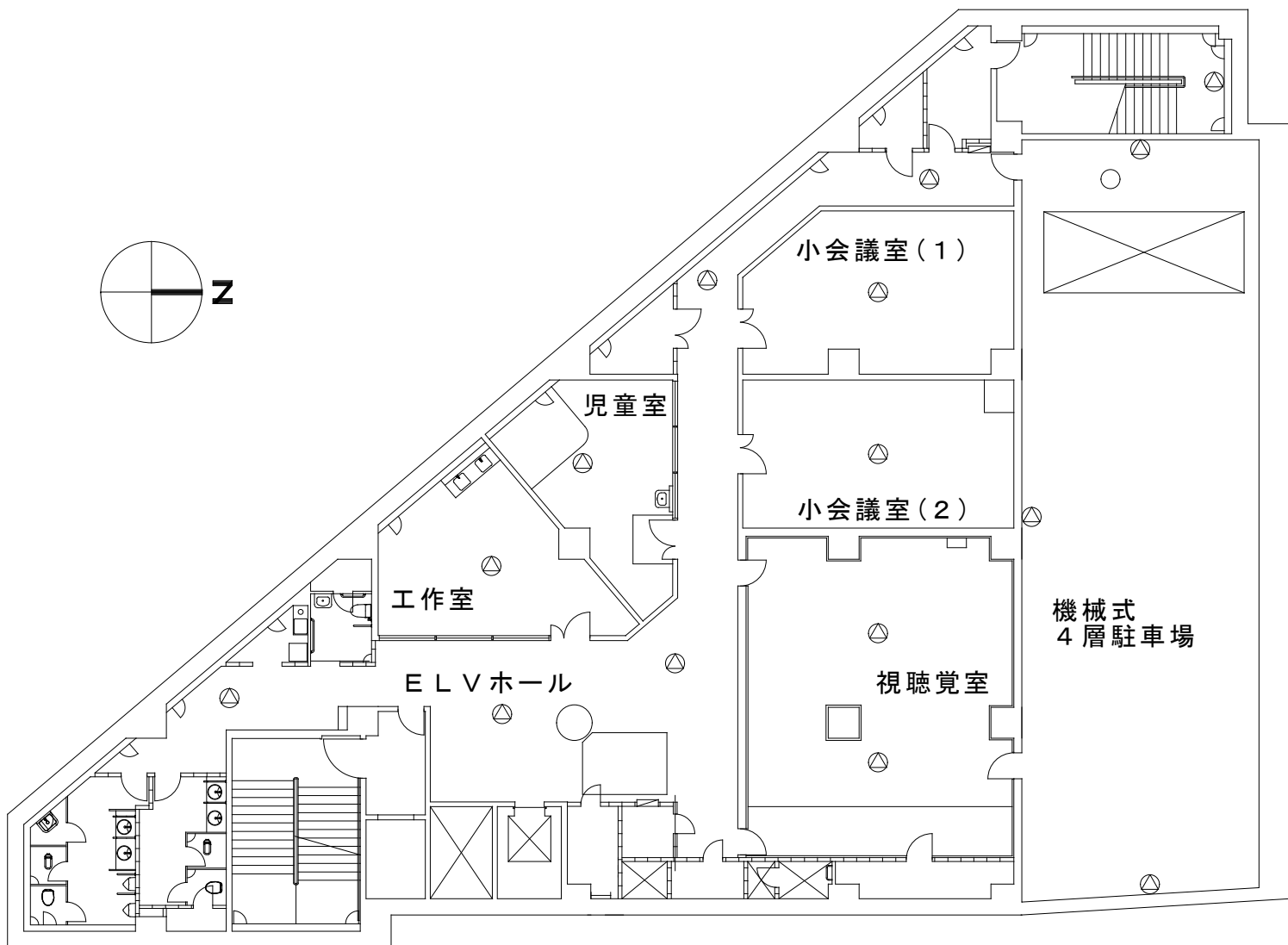
自動制御盤(内部の部分改修)
※中央監視設備の関連工事

リモートステーション盤(内部の部分改修)
※中央監視設備の関連工事

地下2階 平面図


凡例

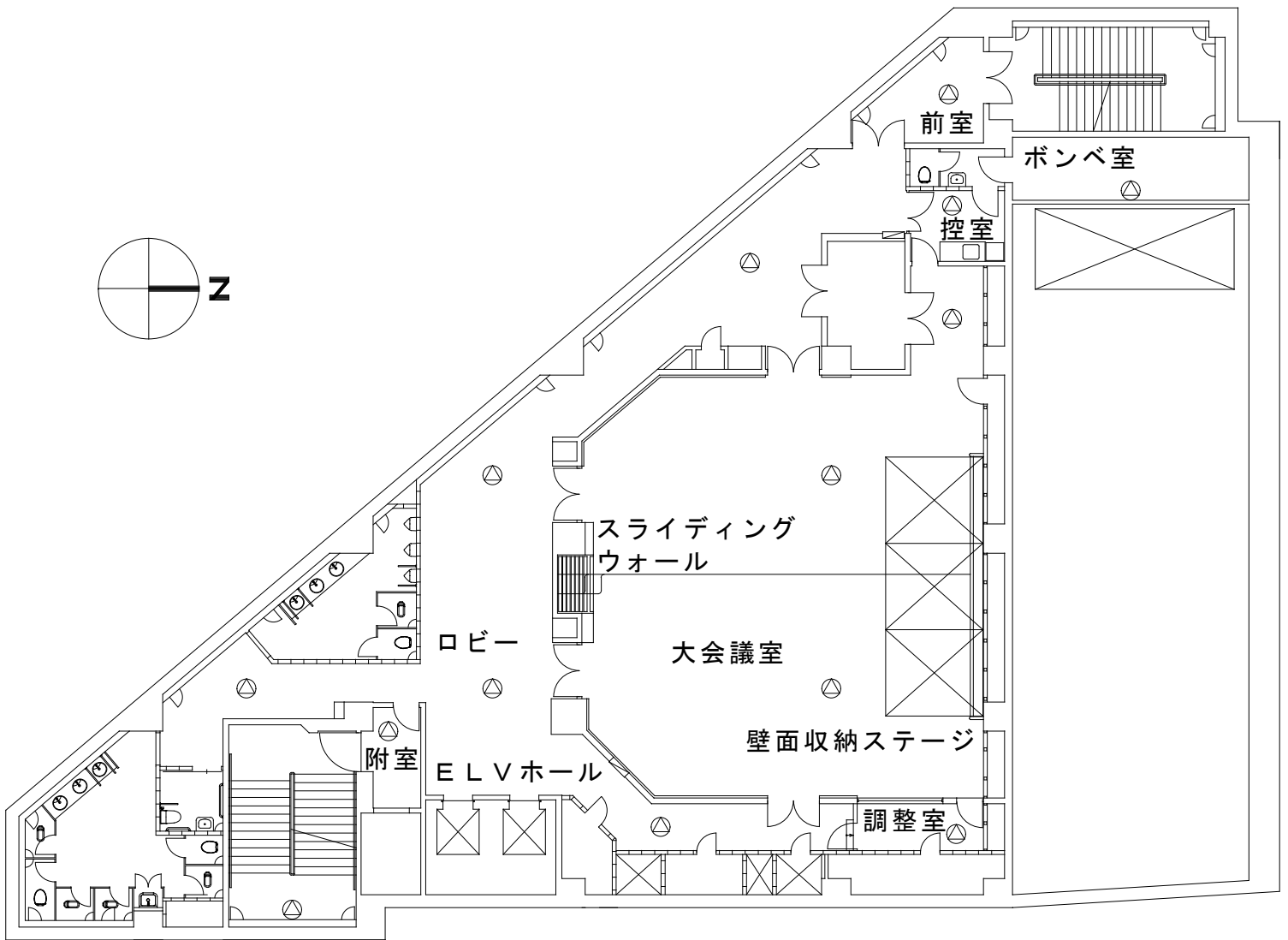
 非常放送設備の更新(スピーカー)



地下1階 平面図

凡例

 非常放送設備の更新(スピーカー)



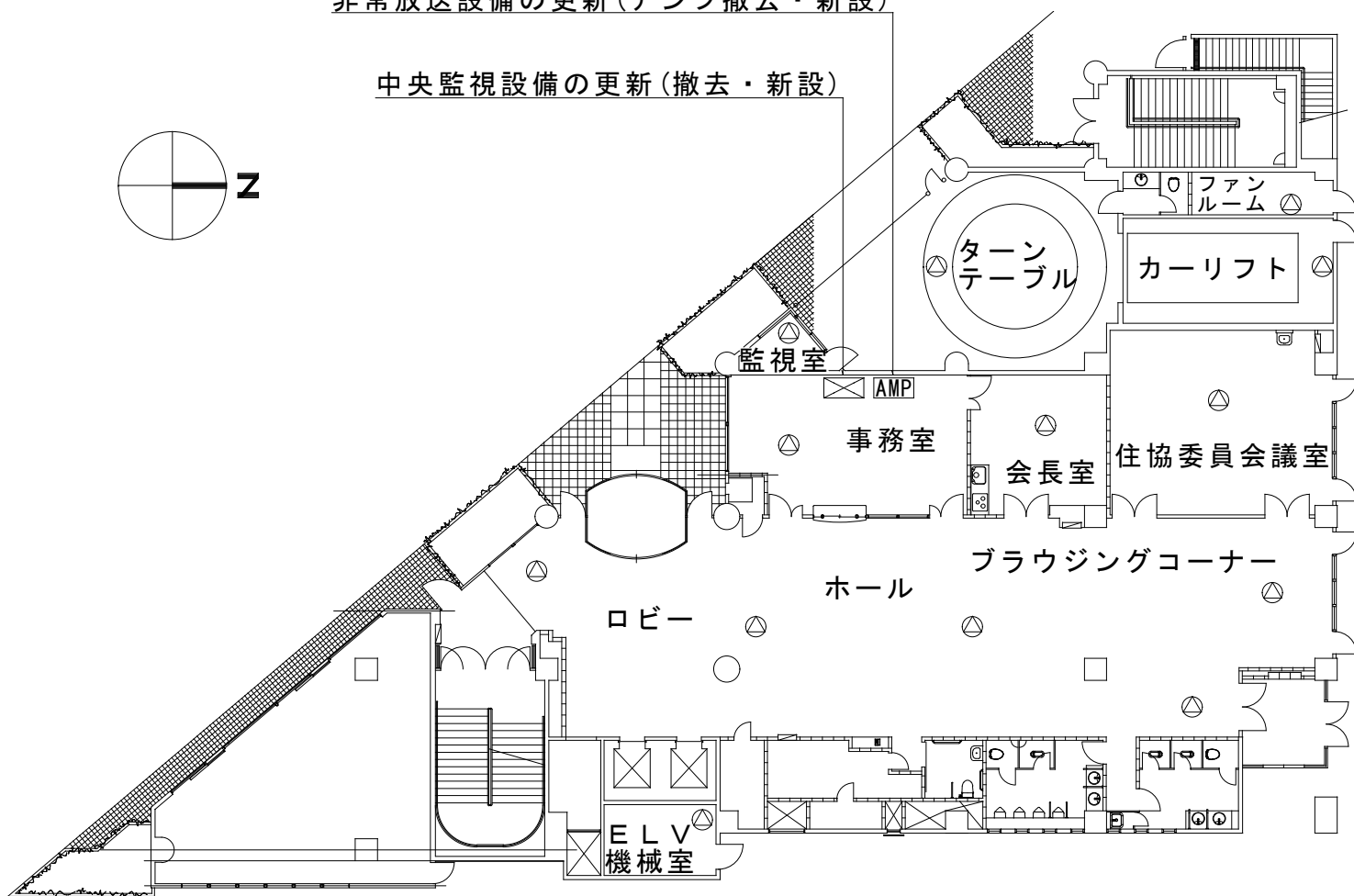
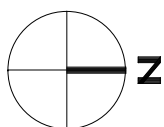
1階 平面図

凡例

⊙ 非常放送設備の更新(スピーカー)

非常放送設備の更新(アンプ撤去・新設)

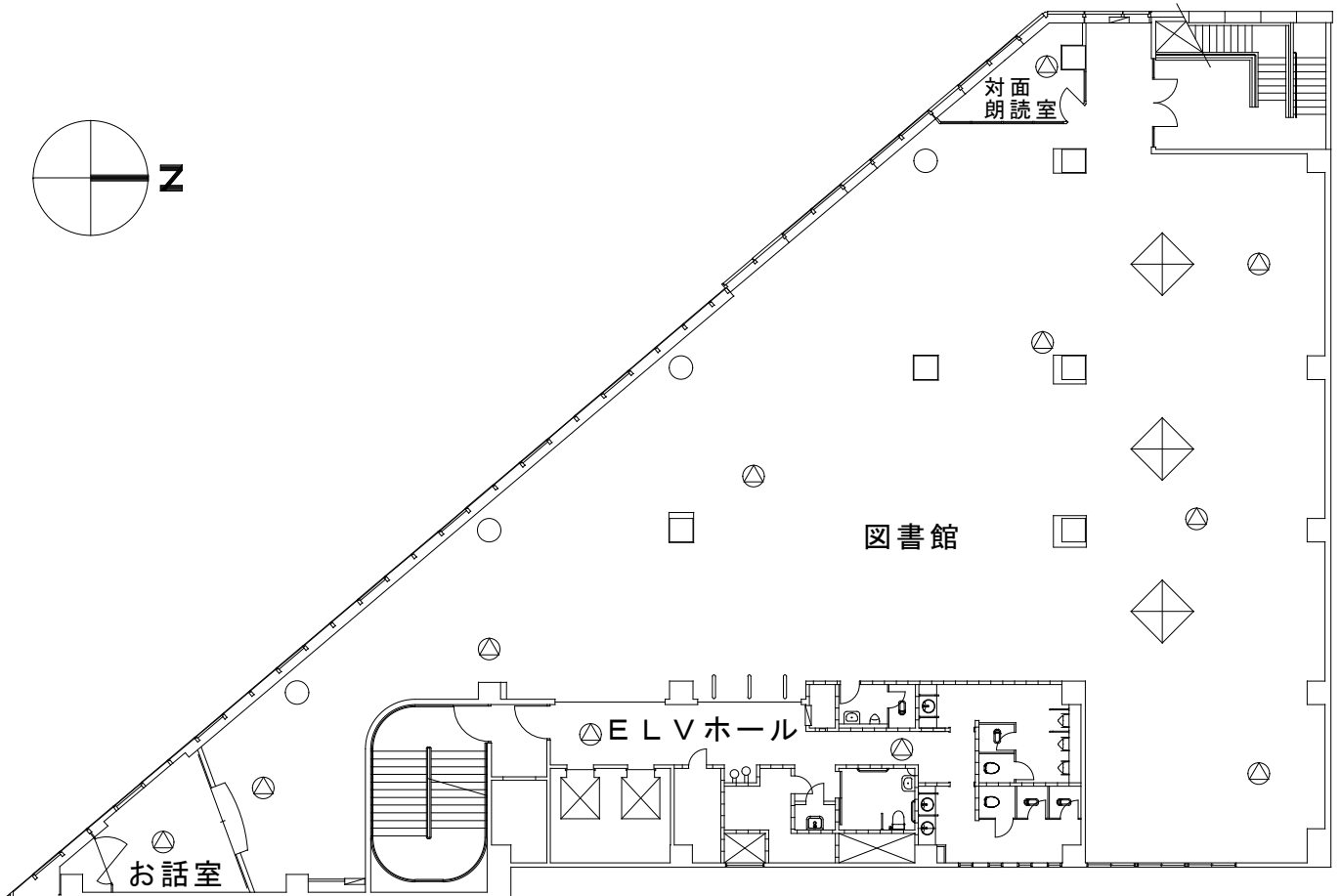
中央監視設備の更新(撤去・新設)



2階 平面図


凡例

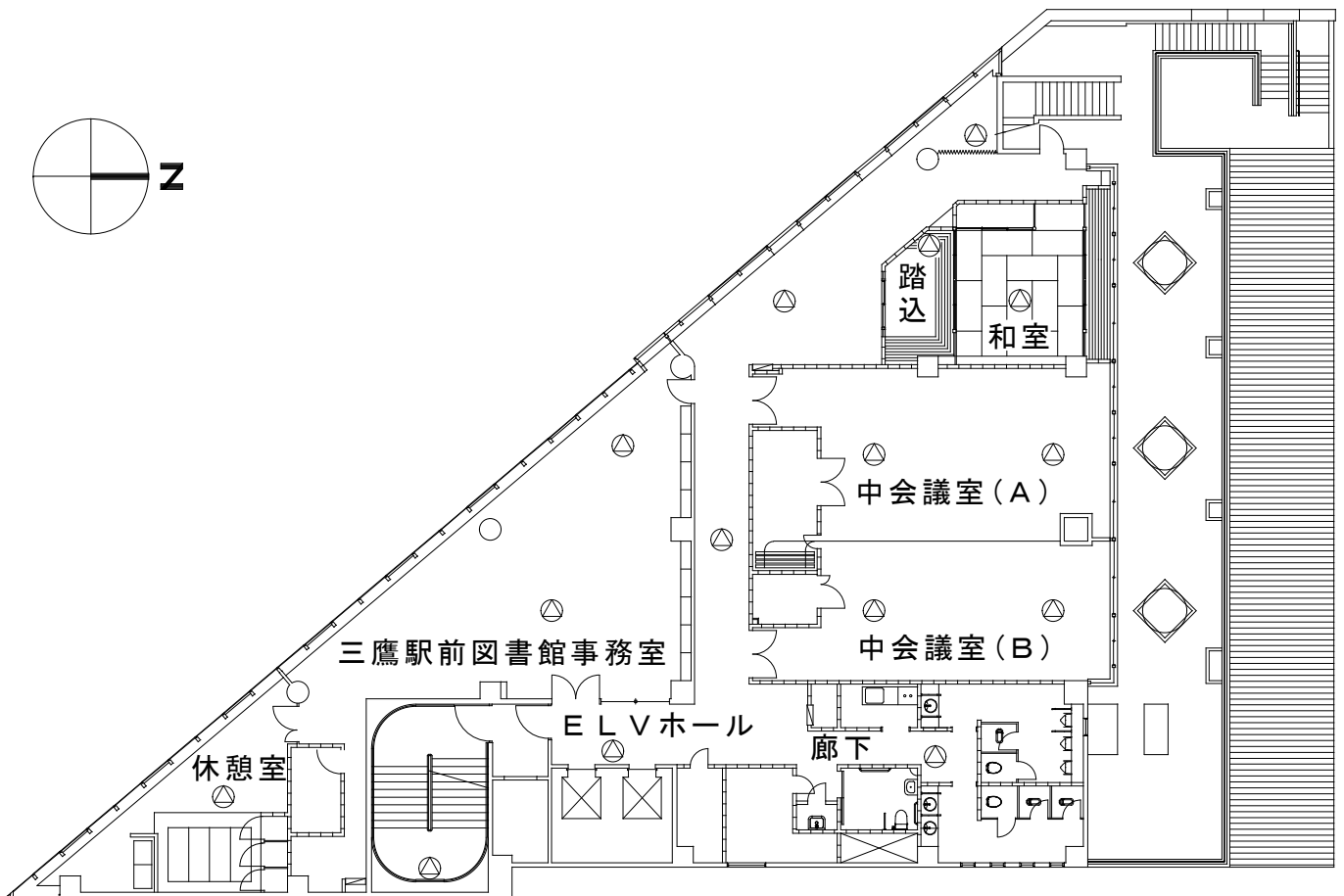
⊙ 非常放送設備の更新(スピーカー)



3階 平面図

凡例

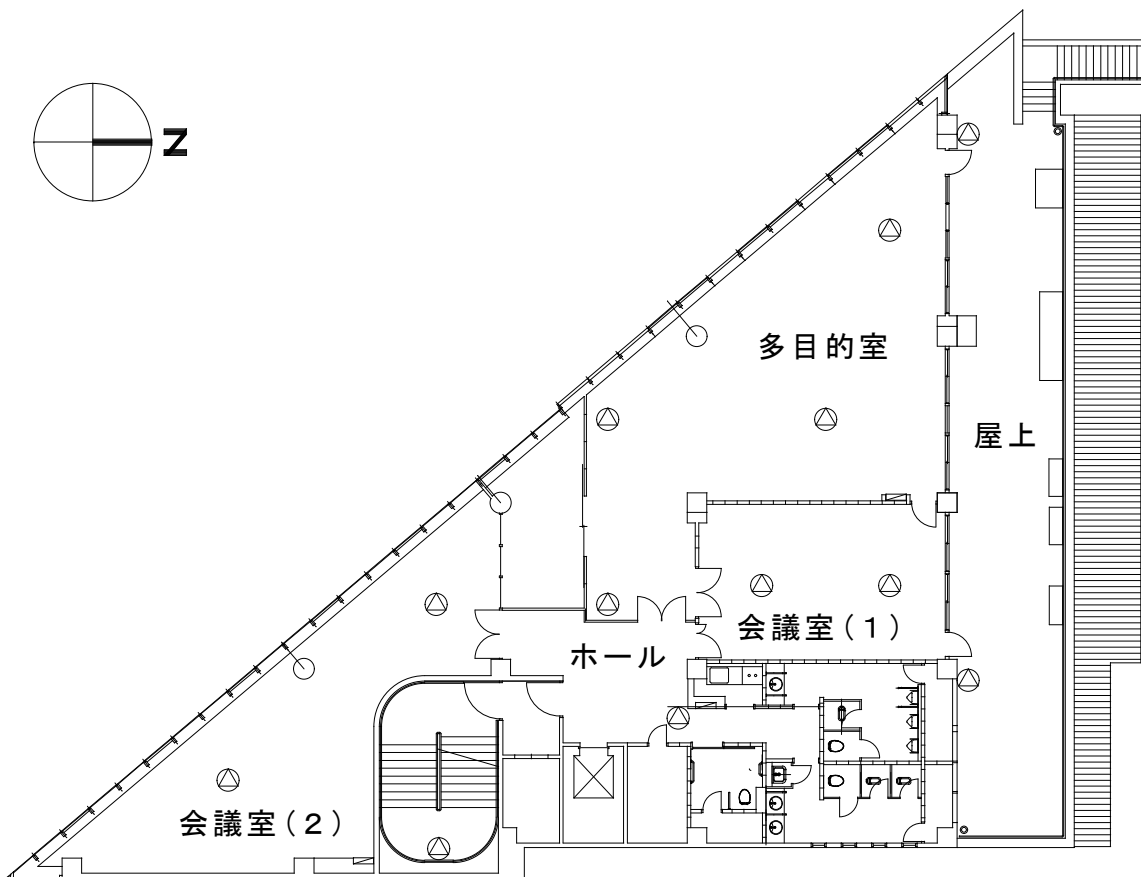
 非常放送設備の更新(スピーカー)



4階 平面図

凡例

⊙ 非常放送設備の更新(スピーカー)



5階 平面図

凡例

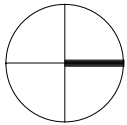


非常放送設備の更新(スピーカー)



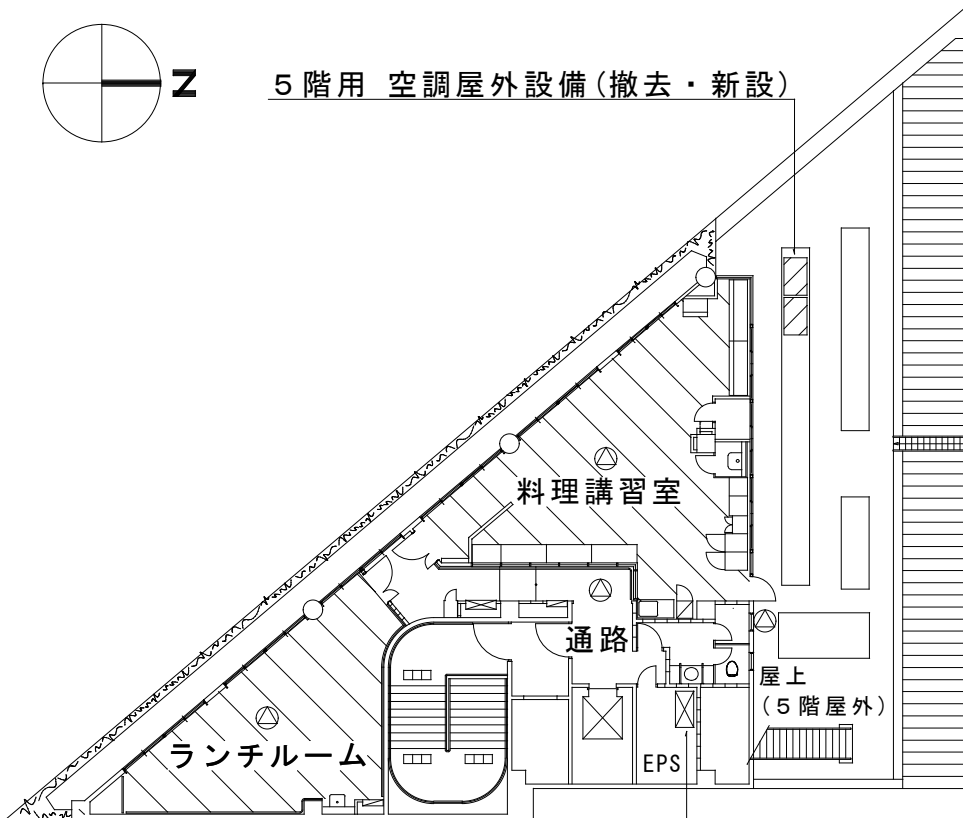
空調室内設備、換気設備、天井材等(撤去・新設)

※上記が影響する部分の照明器具を含む。



Z

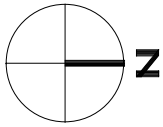
5階用 空調屋外設備(撤去・新設)



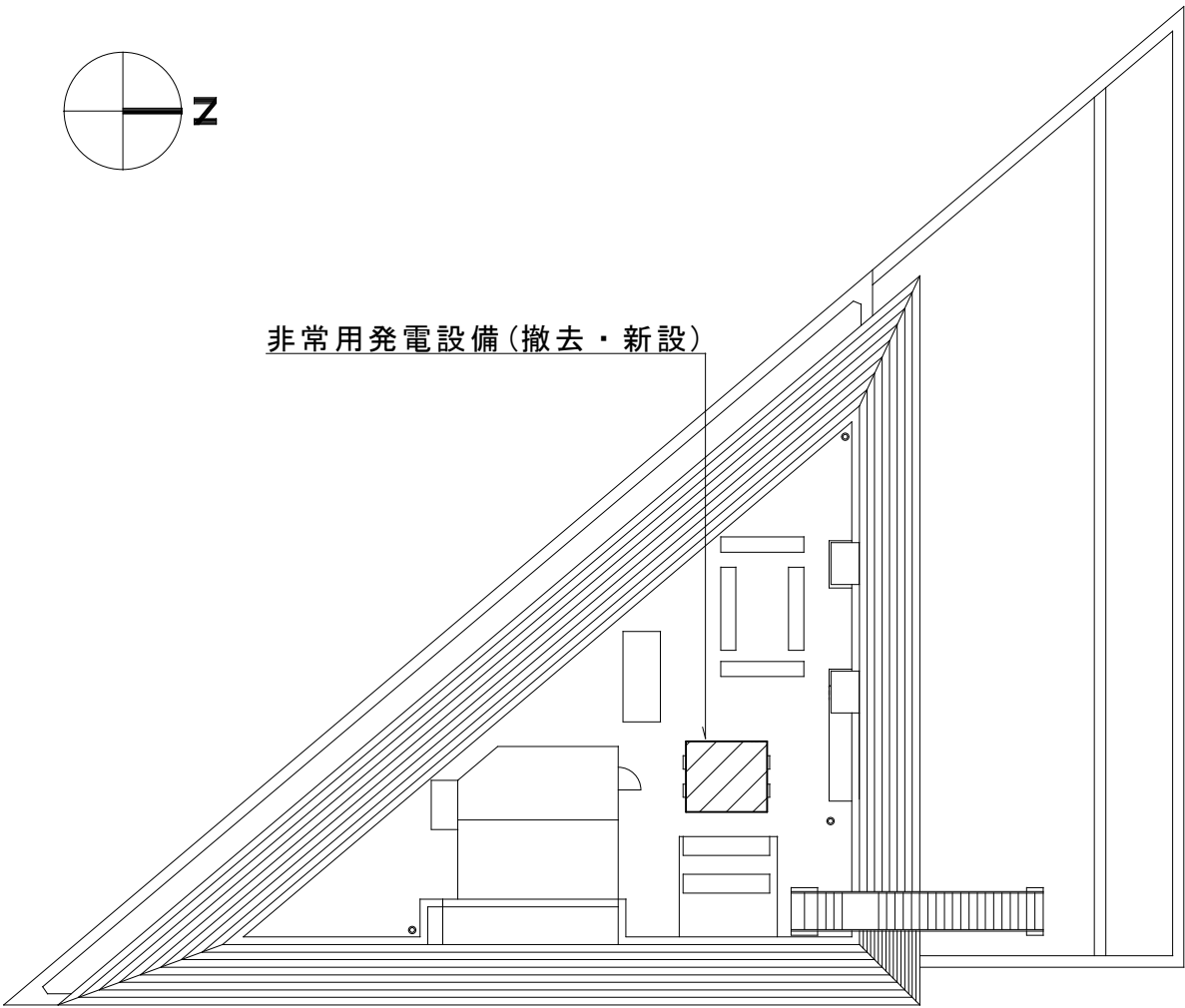
リモートステーション盤(内部の部分改修)

※中央監視設備の関連工事

PH階 平面図



非常用発電設備(撤去・新設)



議案第 32 号

三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事請負契約の締結について

三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札を行ったが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、入札参加者のうち最低価格を提示した者との随意契約

3 契約の金額

4億6,783万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号

白石・大創建設共同企業体

代表者 白石建設株式会社

代表取締役 白石 勝也

構成員 大創建設株式会社

代表取締役 石井 徹

提案理由

三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市上連雀四丁目1番8号

(2) 工事内容

ア 建築工事

- (ア) 屋上防水改修
- (イ) 外壁改修
- (ウ) 内部改修
- (エ) 建具改修
- (オ) トイレ全面改修
- (カ) エレベーター改修

イ 機械設備工事

- (ア) 給排水配管改修
- (イ) 衛生器具改修
- (ウ) 換気設備改修

ウ 電気設備工事

- (ア) 照明器具のLED化
- (イ) 電源切替盤設置（非常時外部電源対応）
- (ウ) 自動火災報知設備改修
- (エ) 弱電設備改修（テレビ、電話回線、トイレ呼出設備等）
- (オ) 非常放送設備改修

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和9年3月12日まで

2 案内図、配置図、平面図及び立面図

別紙のとおり

案内図

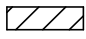
三鷹市福祉コアかみれん

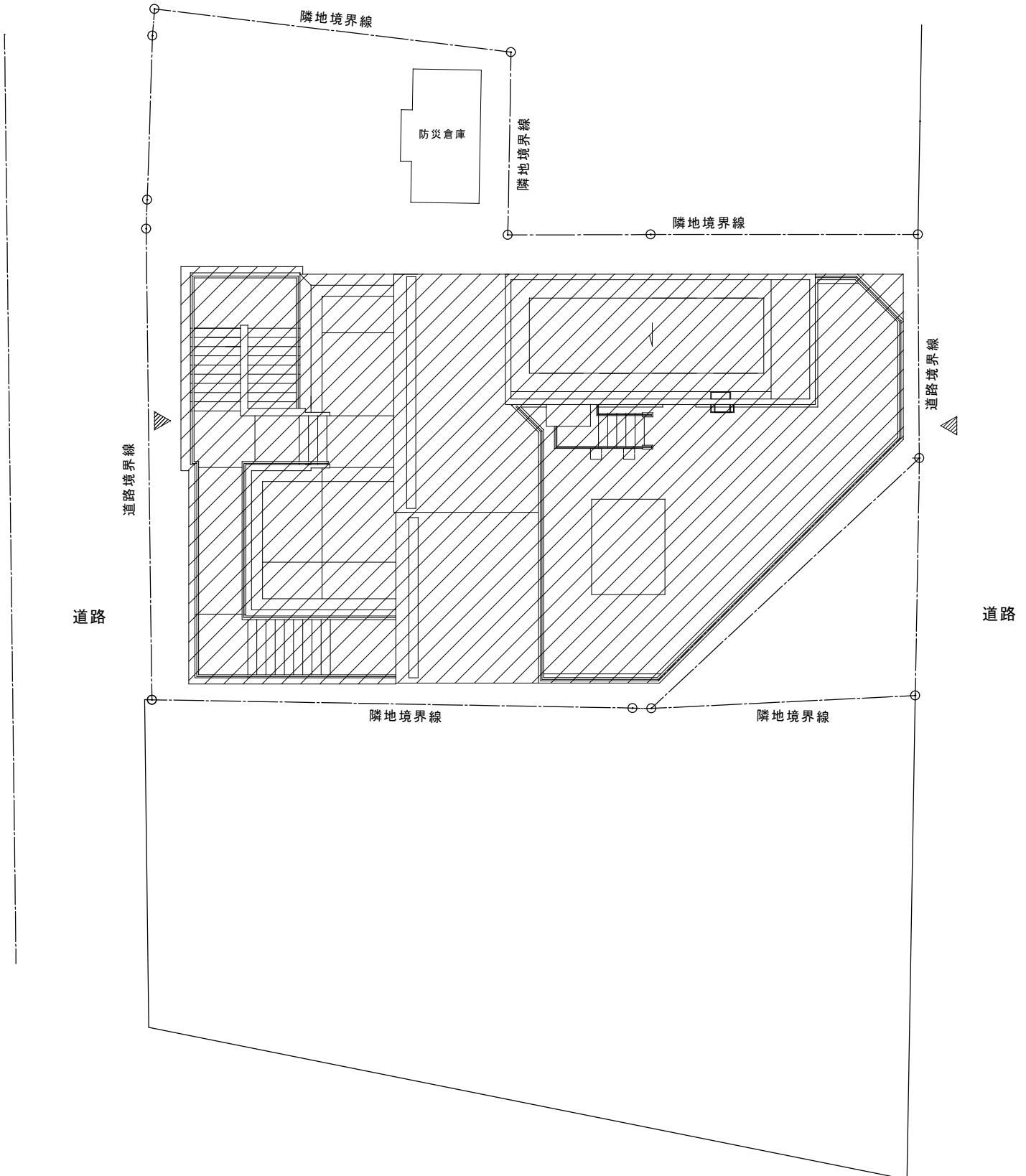
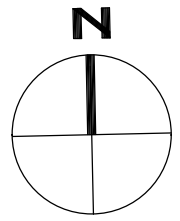
大規模改修工事場所

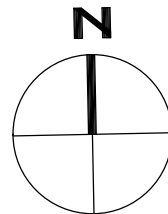


配置図

【凡例】

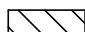
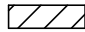

 工事対象建築物





【凡例】

建築改修項目

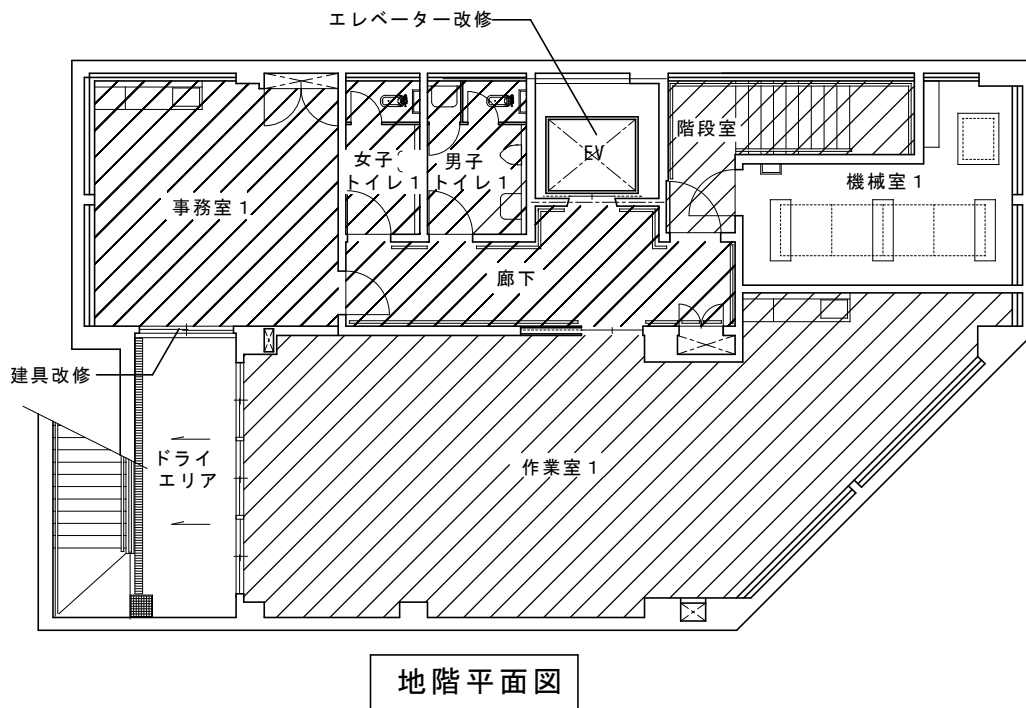
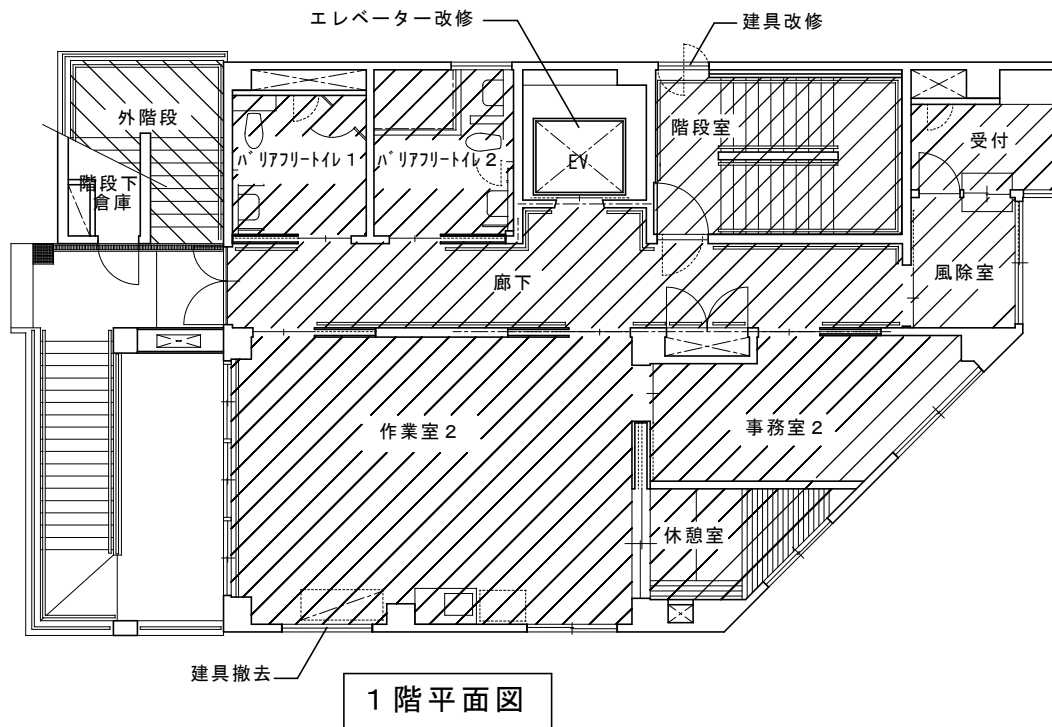
-  防水改修
-  全面改修（床・壁・天井・建具）
-  壁・天井改修

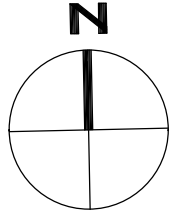
機械設備改修項目

- ・給水方式の変更
- ・給排水配管改修
- ・換気設備改修
- ・衛生器具改修

電気設備改修項目

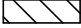
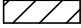
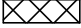
- ・照明器具のLED化
- ・受変電設備改修（低圧化）
- ・電源切替盤設置（非常時外部電源対応）
- ・弱电設備改修（テレビ、電話回線、トイレ呼出設備等）
- ・自動火災報知設備改修
- ・非常放送設備改修





【凡例】

建築改修項目

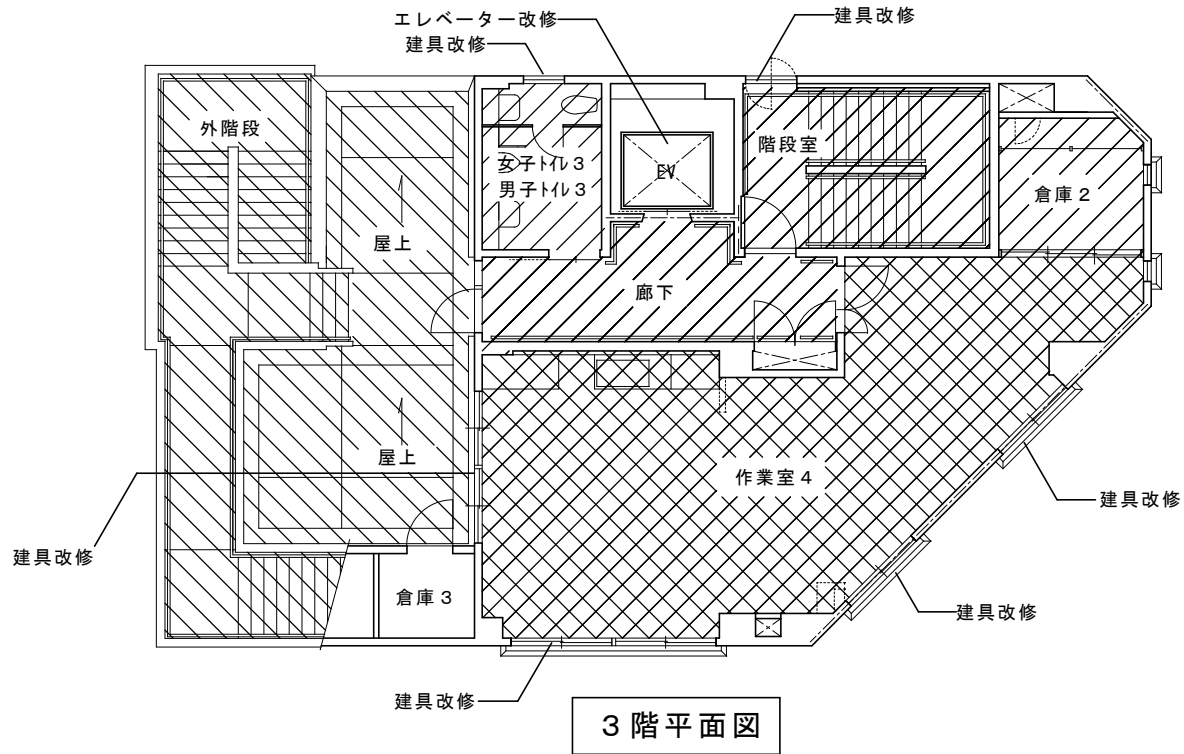
-  防水改修
-  全面改修（床・壁・天井・建具）
-  壁・天井改修

機械設備改修項目

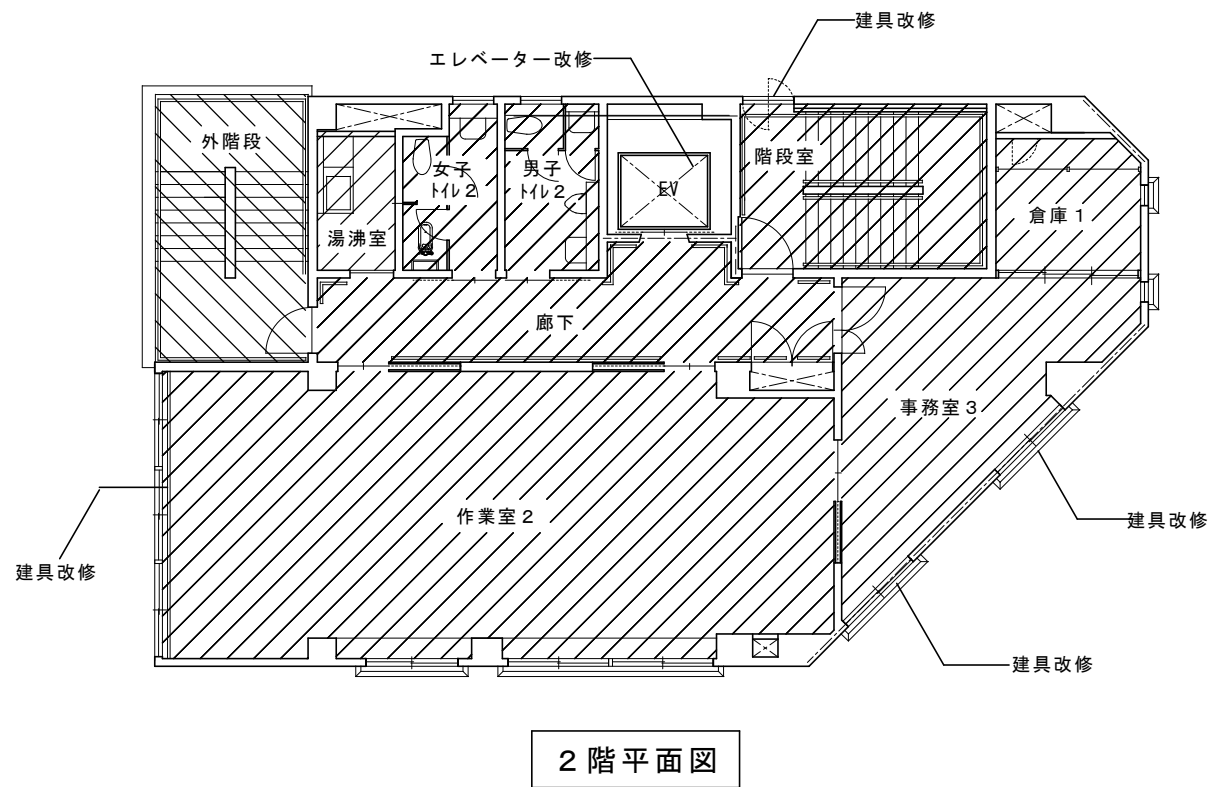
- ・給水方式の変更
- ・給排水配管改修
- ・換気設備改修
- ・衛生器具改修

電気設備改修項目

- ・照明器具のLED化
- ・受変電設備改修（低圧化）
- ・電源切替盤設置（非常時外部電源対応）
- ・弱電設備改修（テレビ、電話回線、トイレ呼出設備等）
- ・自動火災報知設備改修
- ・非常放送設備改修

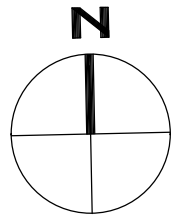


3階平面図

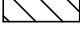
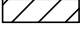
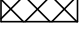


2階平面図

【凡例】



建築改修項目

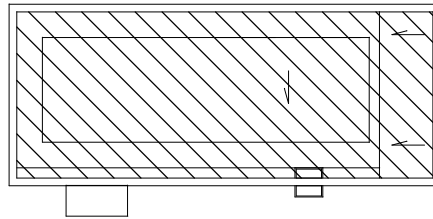
-  防水改修
-  全面改修（床・壁・天井・建具）
-  壁・天井改修

機械設備改修項目

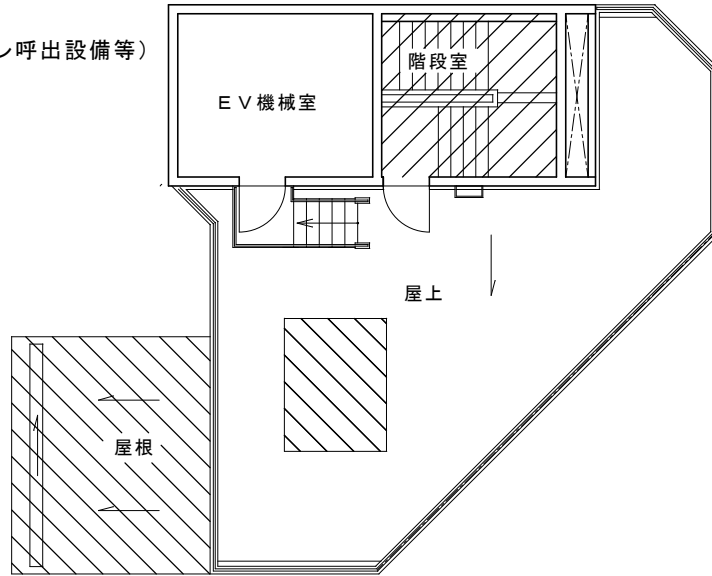
- ・給水方式の変更
- ・給排水配管改修
- ・衛生器具改修
- ・換気設備改修

電気設備改修項目

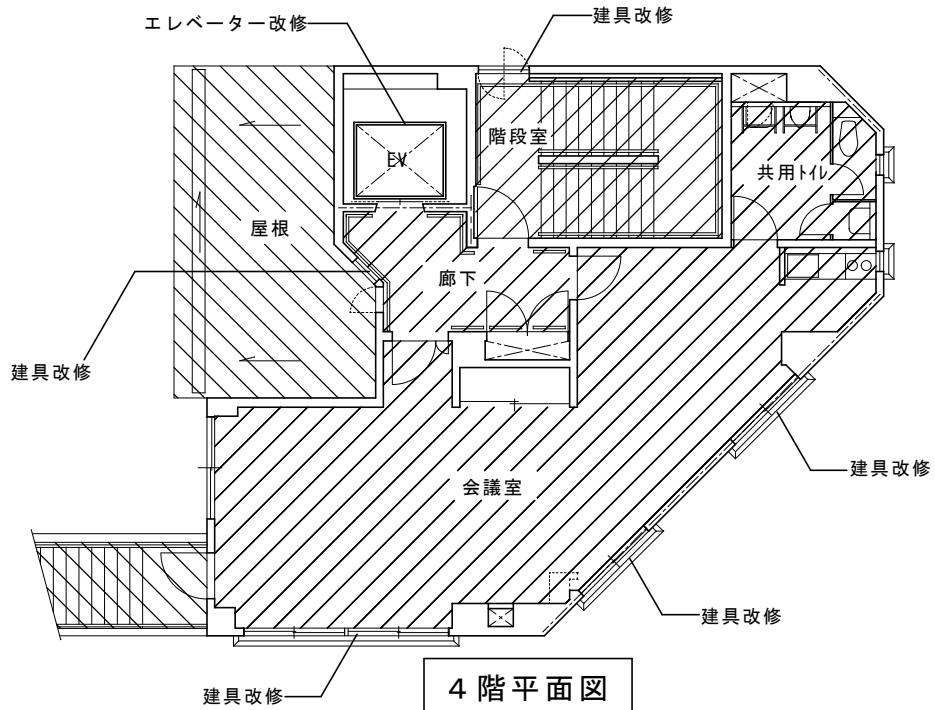
- ・照明器具のLED化
- ・受変電設備改修（低圧化）
- ・電源切替盤設置（非常時外部電源対応）
- ・自動火災報知設備改修
- ・弱電設備改修（テレビ、電話回線、トイレ呼出設備等）
- ・非常放送設備改修



塔屋平面図




5階平面図



4階平面図

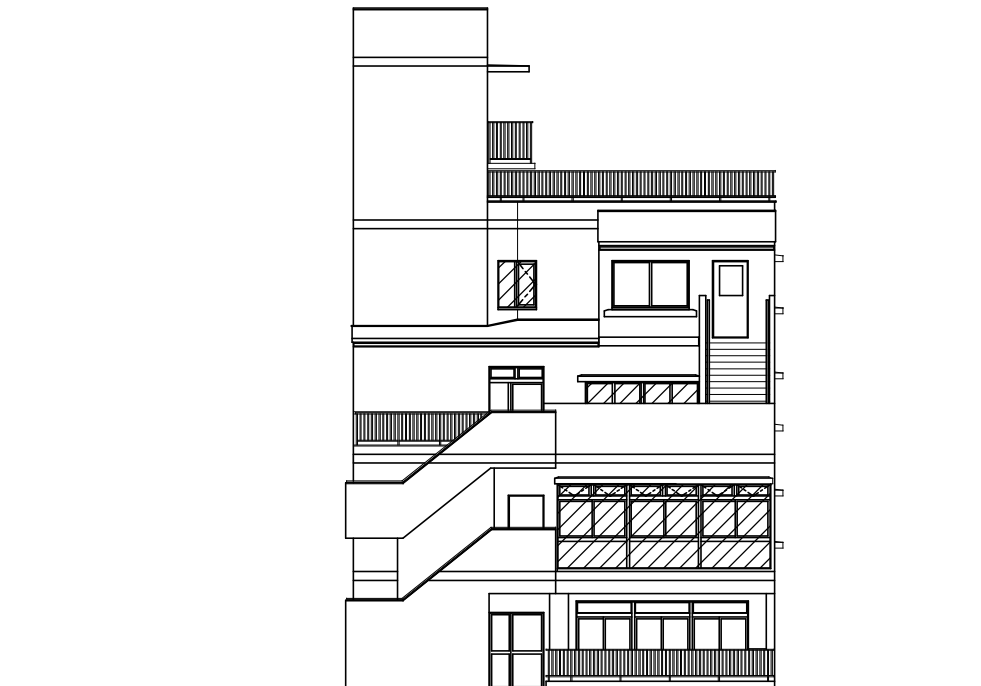
立面图

外壁改修

 建具改修



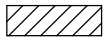
東立面图



西立面图

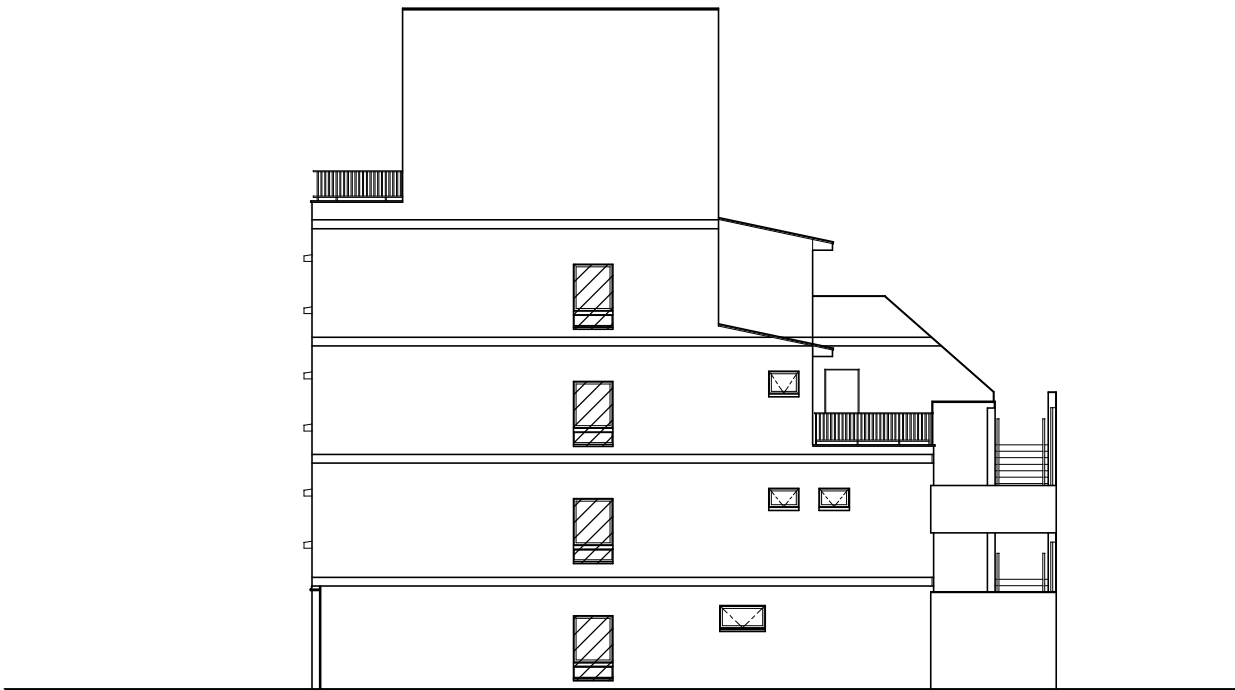
立面图

外壁改修

 建具改修



南立面图



北立面图

議案第 33 号

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事請負契約の締結について

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

1億6,687万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市下連雀一丁目14番6号

上杉・新栄建設共同企業体

代表者 株式会社上杉電機工業

代表取締役 上杉 克

構成員 株式会社新栄

代表取締役 鈴木 学

提案理由

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市深大寺二丁目29番13号

(2) 工事内容

ア 受変電設備工事

(ア) キュービクル一式の撤去・新設

(イ) 高圧ケーブル及び分電盤一次側ケーブルの撤去・新設

イ 非常用発電設備工事

(ア) 非常用発電機の撤去・新設

(イ) 油庫新設

ウ 建築工事

(ア) 設備工事における基礎の撤去・新設等の付帯工事

(イ) 工事に必要な仮設工事

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和9年6月30日まで

2 案内図、配置図及び平面図

別紙のとおり

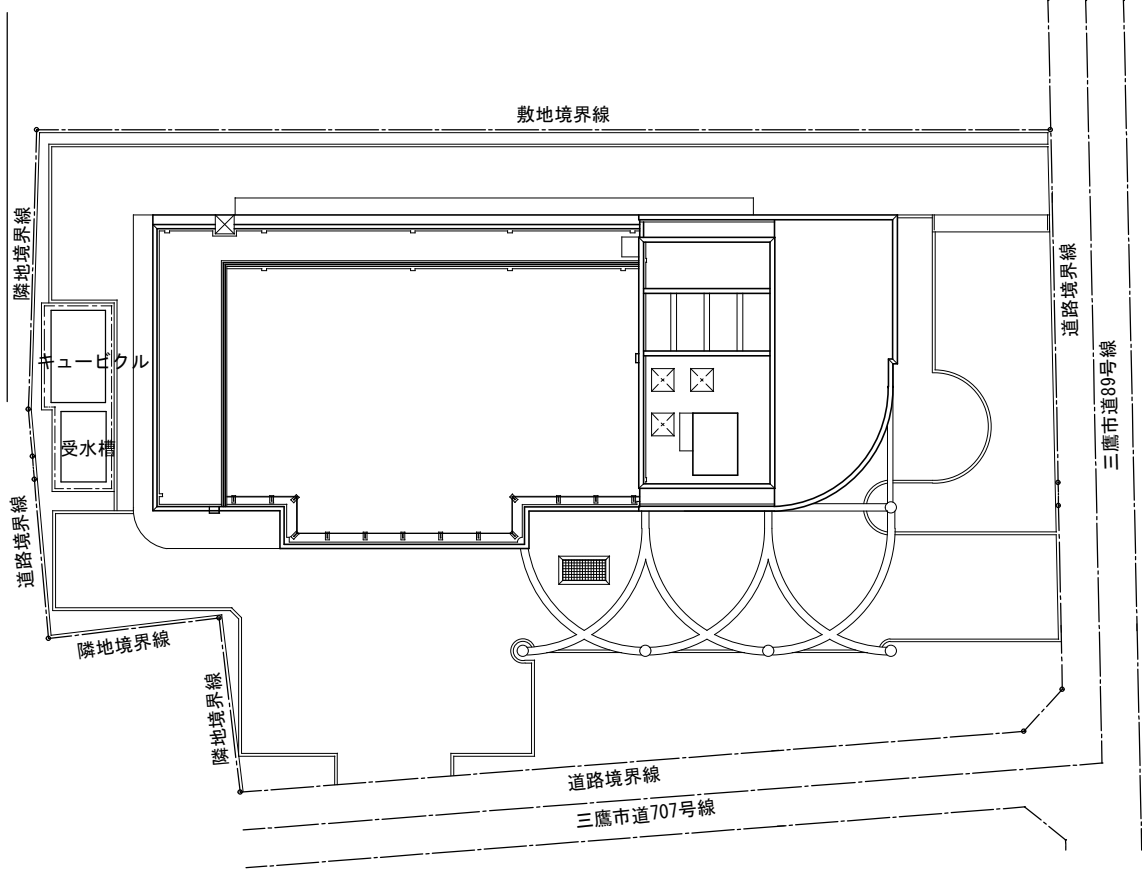
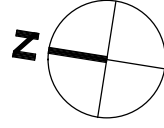
案内図

三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備

及び非常用発電設備改修工事場所

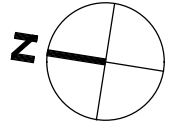


配置図



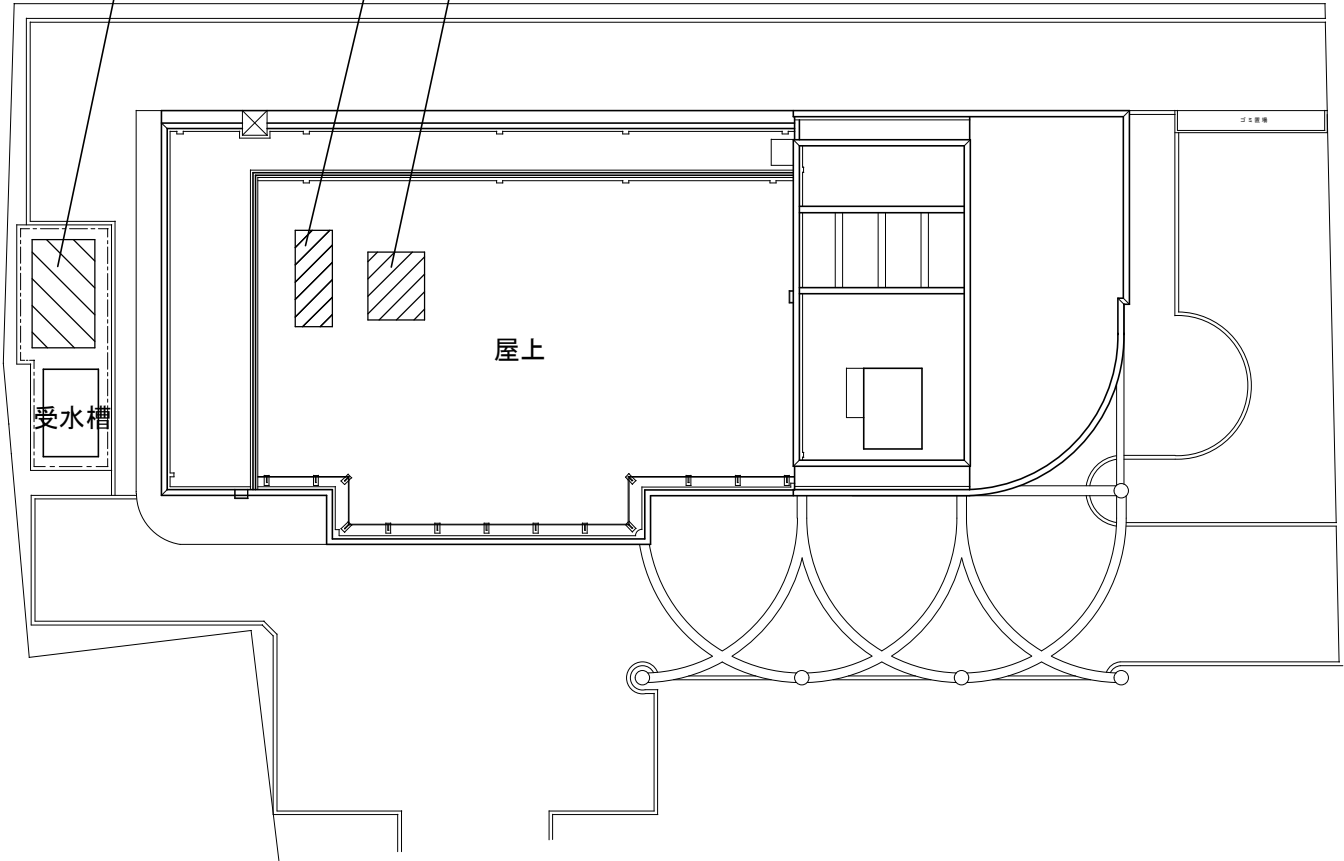
平面図

キュービクル式 (撤去・新設)
高圧ケーブル及び分電盤一次側ケーブル (撤去・新設)



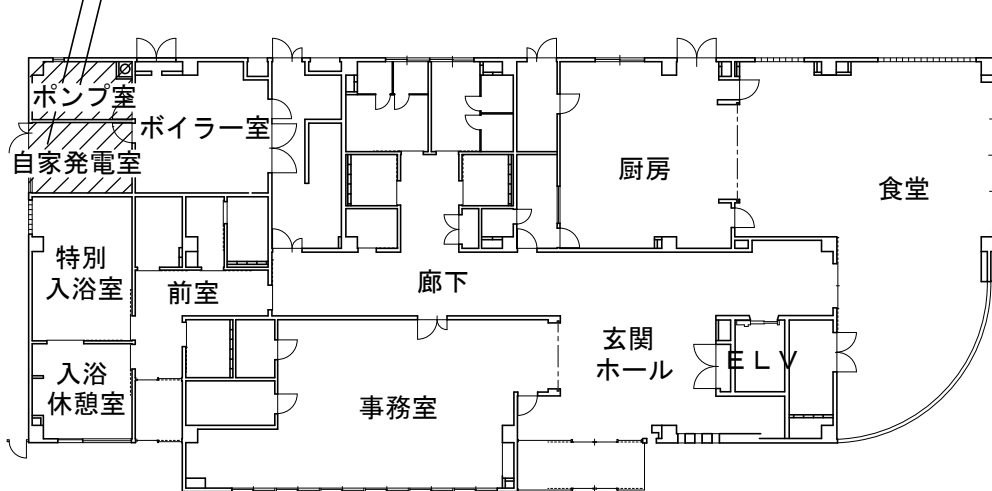
非常用発電機 (新設)

油庫 (新設)



外構、屋上平面図

非常用発電機 (撤去)



1階平面図

議案第 34 号

三鷹駅南口駅前広場 A 4 ・ B 4 エスカレーター準撤去リニューアル工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹駅南口駅前広場A 4・B 4エスカレーター準撤去リニューアル工事請負契約の締結について

三鷹駅南口駅前広場A 4・B 4エスカレーター準撤去リニューアル工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹駅南口駅前広場A 4・B 4エスカレーター準撤去リニューアル工事

2 契約の方法

随意契約

3 契約の金額

2億4,200万円

4 契約の相手方

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社

執行役員支社長 大久保 隆則

提案理由

三鷹駅南口駅前広場A 4・B 4エスカレーター準撤去リニューアル工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹駅南口駅前広場A 4・B 4 エスカレーター準撤去リニューアル工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市下連雀三丁目46番 三鷹駅南口駅前広場

(2) 工事内容

ア エスカレーターリニューアル工事

(ア) エスカレーター機器の撤去

(イ) エスカレーター機器の設置

(ウ) 制御盤の取替え

(エ) 操作盤の取替え

イ 付帯工事

(ア) 工事区画用仮囲いの設置及び撤去

(イ) エスカレーター機器の処分

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和9年10月29日まで

2 案内図及び平面図

別紙のとおり

案内図

三鷹駅南口駅前広場A4・B4エスカレーター

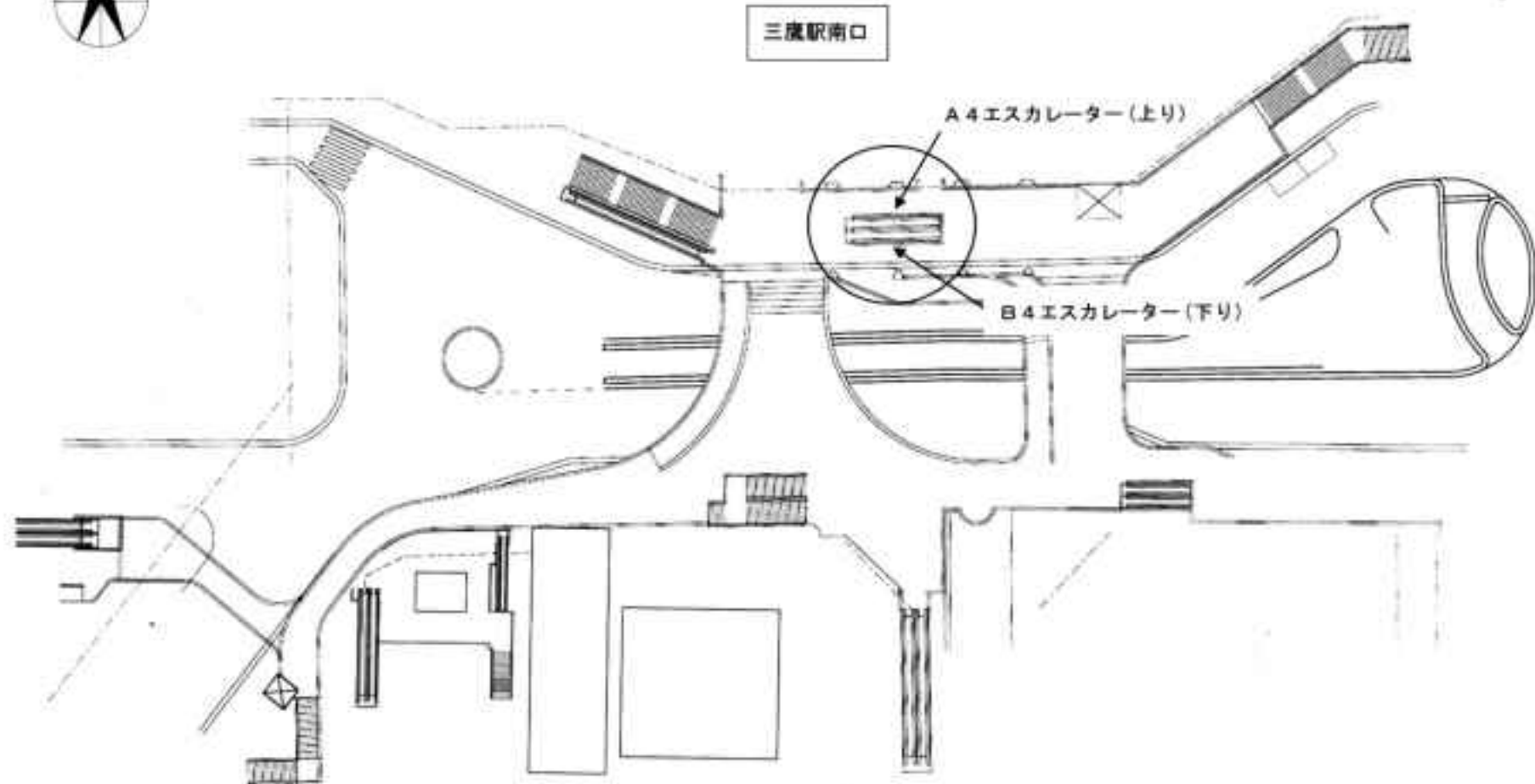
準撤去リニューアル工事場所



平面図



三鷹駅南口



議案第 35 号

消防ポンプ自動車の買入れについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

消防ポンプ自動車の買入れについて

次のとおり消防ポンプ自動車を買入れる。

- 1 買入れの目的
消防力の強化及び環境性能の向上を図るため
- 2 種類及び数量
消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台
- 3 買入れの方法
制限付一般競争入札による契約
- 4 買入れ価格
2,513万5,000円
- 5 買入れの相手方
東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 岡本 直彦

提案理由

消防力の強化及び環境性能の向上を図ることを目的として、消防ポンプ自動車の買入れを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 36 号

災害対策用トイレカーの買入れについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

災害対策用トイレカーの買入れについて

次のとおり災害対策用トイレカーを買い入れる。

1 買入れの目的

災害時における避難生活の長期化への対応として、衛生環境の向上及びトイレの確保を図るため

2 種類及び数量

自走式災害対策用トイレカー 1台

3 買入れの方法

制限付一般競争入札による契約

4 買入れ価格

3,338万5,000円

5 買入れの相手方

東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階

株式会社モリタ 東京支店

支店長 岡本 直彦

提案理由

災害時における避難生活の長期化への対応として、衛生環境の向上及びトイレの確保を図ることを目的として、自走式の災害対策用トイレカーの買入れを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 37 号

保冷剤付き背当てパッドの買入れについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

保冷剤付き背当てパッドの買入れについて

次のとおり保冷剤付き背当てパッドを買入れる。

1 買入れの目的

熱中症対策を推進し、市立小学校児童の通学時の身体的負担の軽減や熱中症の予防を図るため

2 品目及び数量

保冷剤付き背当てパッド 9,246個

3 買入れの方法

制限付一般競争入札による契約

4 買入れ価格

2,165万3,207円

5 買入れの相手方

東京都三鷹市上連雀八丁目4番15号

城西リコピー株式会社

代表取締役 土屋 義明

提案理由

熱中症対策を推進し、市立小学校児童の通学時の身体的負担の軽減や熱中症の予防を図ることを目的として、ランドセル用に開発された保冷剤付き背当てパッドの買入れを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 38 号

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

令和8年6月9日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

令和8年4月1日付けで東京都六市競艇事業組合が東京都六市ボートレース事業組合に、東京都四市競艇事業組合が東京都四市ボートレース事業組合に名称変更したため、東京都市公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

（以下省略）

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若

しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第174条第1項に規定する専門委員又は第200条の2第1項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。

議案第 39 号

令和 8 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝